

令和元年度 被災小規模事業者再建事業 「持続化補助金台風19号型」【公募要領】

(募集期間) *申請手続の詳細は、P. 2以降をよくご確認ください。

受付開始：令和元年12月17日(火)

受付締切：令和2年1月17日(金) [締切日当日消印有効]

(申請書類一式の提出先・問い合わせ先)

◇被災小規模事業者再建事業『持続化補助金台風19号型』補助金全国事務局（以下、補助金事務局）

〒100-0006 東京都千代田区有楽町1丁目7番1号 有楽町電気ビル北館19階

電話番号：03(6268)0088

◇申請書類一式(P. 28参照)は、郵送等によりご提出ください。

*送付のみ受付(持参は不可)。送付時は封筒の表に「持続化補助金台風19号型応募書類在中」とお書きください。

◇問い合わせの対応時間は、9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日、年末年始除く）となります。

（本公募要領及び下記の特設ホームページ掲載情報（随時更新します）をご覧いただき、その上で御不明な点があれば、お問い合わせください。）

(ご注意・ご連絡)

◇下記のいずれかに該当する小規模事業者が対象です。（他の要件等については、P. 2をご確認ください）

①宮城県、福島県、栃木県、長野県に所在する、令和元年台風第19号により被害を受けた小規模事業者

②岩手県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県に所在する、令和元年台風第19号により被害を受けた小規模事業者

◇本事業の申請に際しては、地域の商工会・商工会議所の確認が必要となります。補助金事務局への提出の前に、地域の商工会・商工会議所に「経営計画書・様式2」と必要に応じて「様式2-1」の写しを提出のうえ、「支援機関確認書・様式3（以下「様式3」）」の作成・交付を依頼してください（地域の商工会・商工会議所における「様式3」の発行までには一定の日数がかかります。地域の商工会・商工会議所にお問い合わせの上、ご相談ください）。また、地域の商工会・商工会議所から「様式3」を得た後、併せて上記提出先にご送付ください（「様式3」も必須提出書類です）。

◇申請に際し、必須提出書類等（特にCD-R等の電子媒体）の送付漏れがないよう十分ご注意ください。

◇本公募要領は、全国商工会連合会ホームページのリンク先よりダウンロードできます。

(URL) <http://www.shokokai.or.jp/saiken/>

◇政府（中小企業庁）によれば、一部の認定経営革新等支援機関や補助金申請のコンサルティングを行う事業者が、補助金への応募を代行すると称し、作業等にかかる費用等と乖離した成功報酬等の費用を中小企業・小規模事業者等に請求する事例が行政当局に報告されているとのことです。

持続化補助金台風19号型は、被災小規模事業者自らが自社の経営を見つめ直し、災害からの事業の再建に向けた計画を作成し、計画に基づいて行う事業再建の取組に要する経費の一部を補助するものです。外部のアドバイスを受けること自体は問題有りませんが、上記主旨に沿わない申請は採択の対象となりませんのでご注意ください。

なお、成功報酬等と称される費用、申請書作成セミナーと称される費用や補助金申請等にかかる経費に関しては補助対象外です。

令和元年12月

全国商工会連合会